

第4号様式（第10条関係）

会 議 録（要 旨）

会 議 名	平成19年度第3回 特別職報酬等審議会
開 催 日 時	平成19年11月13日（火）午前10時～午前11時40分
開 催 場 所	301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：原田会長、長井会長職務代理者、伊藤委員、菊池委員、小林委員 高山委員、比留間委員、松田委員、峰岸委員 欠席者：栗原委員 事務局：加園総務部長、宮崎職員課長、山田主査
議 題	議題1 諮問事項の検討について 議題2 次回会議日程について 議題3 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1について： 継続審議とする。 議題2について： 日時 平成19年11月21日（水）午後3時30分 場所 市役所301会議室 議題3について： 無し
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	<p>【報告事項1 第2回武蔵村山市特別職報酬等審議会会議結果について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事務局から次の2件の報告事項があった。 <ol style="list-style-type: none"> 1 第1回武蔵村山市特別職報酬等審議会会議結果について 2 第1回武蔵村山市特別職報酬等審議会会議録について ● 議題1「会議の公開・非公開について」は、公開と決定した。 ● 追加議題「会議公開運営要領の制定について」は、原案とおり決定した。 ● 議題3「諮問事項の検討について」は、継続審議となった。 ● 議題4「その他」については、意見等なかった。 <p>【報告事項2 第2回武蔵村山市特別職報酬等審議会会議録について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第2回武蔵村山市特別職報酬等審議会の会議録について報告する。 <p>【議題3 諮問事項の検討について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 委員から要求のあった市職員の給与改定の推移をお示しする。平成8年度からの合計でマイナス2,403円、改定率はマイナス0.49%である。

- 委員
- 事務局

- 職員の昇給制度はどのようになっているか。
- 1年度良好な成績で勤務すると、1年間に4号給上がる。
- 人事考課はどうなっているか。
- 現在、試行の試行を始めたところである。
- そうなると、市の昇給制度は民間とは異なり、年功序列的な部分があるので、単純な比較はできない。
- 市長、副市長、教育長の退職金はいくら出るのか。
- 市長は1期ごとに16月分、副市長は12月分、教育長は10月分である。金額にすると、市長が13,648,000円、副市長が8,880,000円、教育長が6,910,000円である。職員については、勤務年数で異なるが、最高で給料月額59.2月分で、平均で2500万円程度になる。
- 市の職員の最高の給与額はいくらなのか。
- 部長職の最高額者で、679,622円である。
- 問題は、議員報酬が給料ではなく、報酬であるということである。議員を本職として報酬のみで生活をしている議員が多くなっているにもかかわらず、依然として名誉職的な報酬という取扱いになっている。議員には、市民のために十分な働きができるように、金銭面で活動の保障をする必要がある。報酬を上げることが難しいのであれば、政務調査費を上げて、議員活動を保障してはどうか。
- 政務調査費には、いろいろな制限があり、議員活動のなかには、政務調査費の使途基準に該当しない支出も多いと聞く。政務調査費を上げるよりも報酬を上げたほうが議員活動を保障するという面では良いのではないか。
- 1万円の政務調査費では、十分な議員活動ができず、結局報酬を削って議員活動をしなければならず、実施したい議員活動も資金不足のために実施できないこともあるのではないか。
- それでは市民のためにならない。議員は市民のために活動するものである。議員には、市民のために一生懸命仕事をしてほしいというのが、一般的な市民の考えである。
- 議員の活動が鈍ることは、市民にとっては困ることである。
- 市民のために十分な活動ができないのであれば、報酬を上げても良いと

思う。ただし、その値上げ分が真に議員活動に充てられれば良いが、単に生活費になったのでは困る。その用途が不透明になるのは良くないので、政務調査費を値上げするのが最も良い方法である。

○ かつて、農地法が改正された時に、年寄りの人も若い人も農業をやれるようになった。そういう制度改正のときは夢があった。そういう制度改正の時などは議員の役割は大きい。立法権は市長にあるのか、議員にあるのか。

● 双方にある。

○ 特に、制度改正の時などは、議員は調査研究をすることが多くなると思う。いざという時に、議員が活動できないのでは困るので、政務調査費はもっと必要だと思う。

○ この審議会は、政務調査費を含んだ審議ができるのか。

● 政務調査費は、審議対象ではなく、報酬及び給料が審議対象である。

○ 十分な議員活動ができるように議員の報酬を上げるような方向にしたらどうか。市民は良く見ているので、報酬を上げて議員活動を充実させないような議員は、市民に認知されなくなると考える。

○ 政務調査費は審議の対象外とのことであるが、答申を出すときに、政務調査費及び議員定数削減について附帯意見として記述することはできないか。

● 可能であると思う。

○ 前回の答申の時（平成11年度）の定数は何人だったか。

● 平成11年度に22人が21人になった。

○ そういう意味では、2名減になっている。

○ 市の職員の給与の状況を見ると、下がっている状態である。特別職の報酬を上げるときは、一般職の給料も上げるようになるのか。

● 直接的な関係はないが、一般職の給料の推移は、特別職の報酬を審議する上での判断材料のひとつになる。

○ 市の職員は何人ぐらい減っているのか。

● 最も多いときから比べると、100人以上減っている。

○ 議員定数を減らした分、報酬をあげるという考えはできないか。

○ 議員活動をするために、生活費を切り詰めているという実態は、近年多

くの議員が議員を専門職としていることを考えると、議員活動の停滞を招くおそれがある。

○ そういう状態だから、議員の魅力がなくなっているのではないか。若い議員が子育てをしながら専門としての議員を全うできるような体制にしなければ、今後さらに議員の魅力がなくなり、有能な議員が立候補しなくなる。

○ 過去の経過を踏まえると、ここで急激な値上げはできないと思う。他市から武蔵村山市は何をやっているのかと言われる。

○ 引き上げるには、ある程度数字的根拠が必要であると思う。

議員一人当たりの各市の人口が、どうなっているかが分かれば、武蔵村山市としての位置づけが明確になり、他市との比較により前向きな検討ができると思う。

● 議員一人当たりの人口は、八王子市が 13,491 人、立川市が 5,719 人、武蔵野市が 5,158 人、三鷹市が 6,176 人、東大和市が 3,694 人、東久留米市が 5,187 人、武蔵村山市が 3,392 人である。

○ 現在の情勢からすると、引き上げるような状況ではないと思う。議員が 1 人減になっているので、その分各議員の負担が増えたということで、その分を引き上げるのなら市民に理解されると思うが、一般市民の立場から又は納税をしている者の立場からすると、報酬を一気に上げるようなことは、とても理解されるものではない。税金の重さをもっと考える必要があると思う。

○ 企業では、こんな人は要らないということが良くある。議員も同じで、要らない人はどんどん減らして、その分、良くやる人の報酬を上げてやれば良いと思う。

○ 今のこのような体制では、議員になろうとする人は、減る一方であると思う。一流企業の社長が会社を捨てて議員になろうというような人が出てこない、今の議会は、変わらない。平社員のような報酬では、そういう人は出てこない。このままでは、三多摩の議会は活性化しない。

○ 市の収入は上がっていない。議員や市職員の報酬や給料も上がっていない。このため、議員のなり手がいない。活性化されない。それでは、どうするか。

この審議会は、特別職の報酬等を審議する場であるが、これは政務調査費や議員定数に密接に関係しているものである。それを報酬だけ取り出して審議することは、無理なのではないか。

- 付帯決議で、議員定数の削減と政務調査費について記載すべきである。
- 議員定数を削減すると議員は必死になると思う。本気で議員活動をするようになると思う。ぜひ議員定数を削減するような方向にしていきたい。報酬を上げる財源として議員定数を削減したらと思う。
- 先ほどの各市の議員定数について、教えてほしい。
- 八王子市が 40 人、立川市が 30 人、武蔵野市が 26 人、三鷹市が 28 人、東大和市が 22 人、東久留米市が 22 人、武蔵村山市が 20 人である。
- 武蔵村山市より定数が少ない市はあるか。
- 羽村市で 18 である。
- 羽村市の人口及び議員一人当たり人口は何人か。
- 人口 55,657 人で、議員一人当たり人口は 3,092 人である。
この議員 1 人あたりの人口に関する資料は、次回に提出する。
- 第 2 回目の資料の 15 ページに、歳出決算額に対する人件費の状況が示されている。ここで、議員報酬手当の平成 18 年度の決算額は 162,931 千円となっている。この当時の議員定数は何人か。
- 21 人である。
- そうすると、単純に $162,931 \text{ 千円} \div 21$ の分だけ、平成 19 年度は決算額が下がることになるか。
- そうなる。1 人分だけ減ることになる。
- 本年度の歳入見込みはどのような状況か。
- 歳入は、交付税が減となるが、税が上がるので、若干増になると思う。
- 平成 19 年度は、議員定数が 1 名減となったことに伴い、1 名減の分だけ報酬を上げて良いのではないか。1 名分とすると約 770 万円となり、これを 20 人で割ると約 38 万円となる。この範囲内であれば、増やしても良いという考え方があっても良いのではないか。それ以上上げると市民感情からして無理があると思う。
- 議員は、もっと自分の活動をアピールしなければならない。市民は議員のことを理解していない人が多い。議会開催日だけ活動をしていて、他の

日は何もしていないと考えている人が多い。理解されていない人の報酬を上げようとしても納得してもらえない。日ごろ、自分の議員活動をアピールするよう心がけてほしい。

- 今後、市長等についても検討することになるが、市長等には、任期ごとに退職手当が支給されている。この退職手当の支給はどこで決まっているのか。
 - 東京都市町村退職手当組合の条例で規定されている。
 - 第2回目の資料の11ページに、特別職と一般職の給与比較が掲載されているが、例えば、議員の報酬を上げた場合、議長、副議長、常任・議会運営委員長の報酬額はどのようになるのか。
 - 基本的に、議員と同じ率で上げるようになる。
 - 本審議会で特別職の報酬等を上げることとなった場合、我々審議会委員の報酬も上げることになるのか。
 - 必ず連動して上げるものではない。本市の財政状況は、毎年赤字であり、毎年6億円から8億円程度の基金を取り崩して賄っている状態である。このため、特別職の報酬が上がったからといって、それで審議会委員等の報酬も上げるということにはならない。また、本審議会で、議員の報酬等を上げるという結論が出たとしても、市長等の常勤の特別職については、財政状況を考慮して、市長が上げないという判断をすることがあるかも知れない。
 - 基金も、この10年間で30億円ぐらい取り崩している状況である。このため、報酬等を上げるのであれば、きちんとした理由付けが必要である。
 - 議員定数も削減する必要がある。
 - 次回については、皆さんの意見を聞きながら一定の方向性を出したいと思うので、よろしくお願ひしたい。
- <引き続き、次回継続審議とする。>

【議題3 次回会議日程について】

<次回会議日程は、次のとおり決定する。>

日 時 平成19年11月21日（水）午後3時30分から
場 所 301会議室

	<p>【議題4 その他】</p> <p>● 次回の会議資料の要求については、11月15日（木）までをお願いしたい。また、次回の会議資料を11月19日（月）にお届けするので、よろしくをお願いしたい。</p>
--	---

会議の公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 ()	傍聴者： 0 人
-----------------	---	----------

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等：)
------------------	---

庶務担当課	総務部 職員課（内線：342）
-------	-----------------

（日本工業規格A列4番）